

2017/4/25 プレスリリース

<https://www.ecb.europa.eu/press/pr/date/2017/html/ecb.pr170425.en.html>

ユーロ圏の銀行貸出調査 4 月の結果

- 需要の増加と貸出条件の緩和が、貸出の伸びを継続して下支えしてきた。
- 欧州中央銀行(以下 ECB)の資産購入プログラム(以下 APP)が与信の諸条件に緩和の影響をもたらした。
- ECB のマイナス預金ファシリティ金利は貸出量に関し、ポジティブな影響を与えた。
- 現状の与信基準の水準は、2003 年以來の歴史的な水準と比較し、まだ、引き締められている。

事業法人向けの貸出与信基準は、2017 年 4 月の銀行貸出調査(以下 BLS)によれば、2017 年の第一四半期において、若干緩和された。与信基準の緩和(-2%)—銀行の内部規定や貸出承認基準のような—は、直前の四半期における 5%の引き締めの後起こり、前回の調査の期待に沿って、広まった。競争上の圧力が企業向け貸出の与信基準の緩和の主たる要因であった。住宅購入に関する家計向け貸出の与信基準も、緩和された(全四半期の 1%に対し、-5%)。2017 年の第 2 四半期に関して、銀行は、企業向け貸出に関する与信基準の若干の引き締めと、住宅ローンに関する基準の維持を予想している。

新規貸出に関する全般的な諸条件(貸出契約に内で合意された実際の条件等)の緩和は、全ての貸出分野で継続し、主に、一般的な貸出に関するマージンの一層の縮小によりもたらされた。

純需要は、全ての貸出分野で増加が続いた。在庫及び運転資本と全般的な金利水準は、2017 年の第一四半期に事業法人向け貸出に関する需要に対し、重要なポジティブな要因となった。住宅ローンに関する純需要は、低い全般的な金利と有望な住宅市場の見通しにより主に引き出された。

ECB の APP の影響に関して、ユーロ圏の BLS の対象銀行は、過去 6 か月を通じて、正味マージンに関するマイナスの影響にもかかわらず、その流動性のポジションと市場の調達状況に関し APP のプラスの効果を報告し続けた。回答している銀行は、ローンを実施するにあたり、APP に関連した追加的な流動性を主に利用していることを示唆した。APP 正味の緩和の影響は、与信基準に関するよりも、諸条件に関し強く利き続けている。

ECB のマイナス預金ファシリティ金利は、銀行の正味金利収入に関して負の影響を持っている

るにもかかわらず、銀行の貸出ボリュームに関しプラスの影響を有していると銀行は評価している。

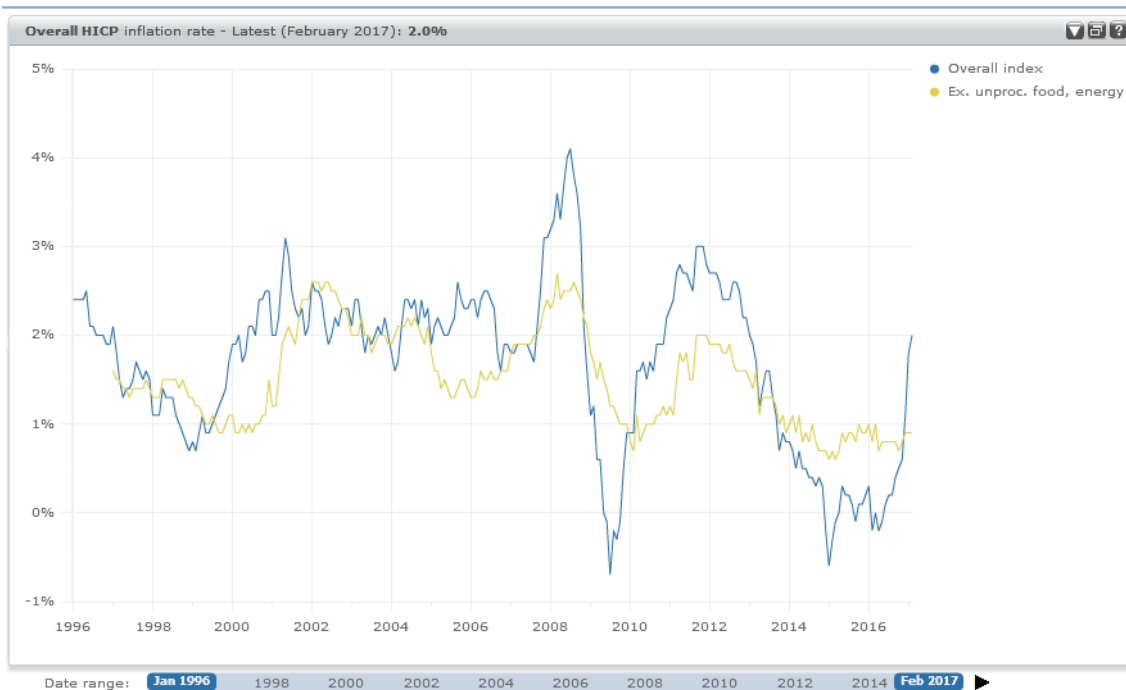
最後に、ユーロ圏の銀行は、事業法人向け及び住宅ローン向けの与信基準の現在の水準を、2003年以来のヒストリカルナレンジと比較して、まだ、より厳しいと評価している。同じ時期に、ユーロ圏の銀行は、2010年の第2四半期以来の期間をカバーするより短期のベンチマークと広く比較できるように、事業法人向けの貸出に関する与信基準の現状の水準を見直している。

訳者私見

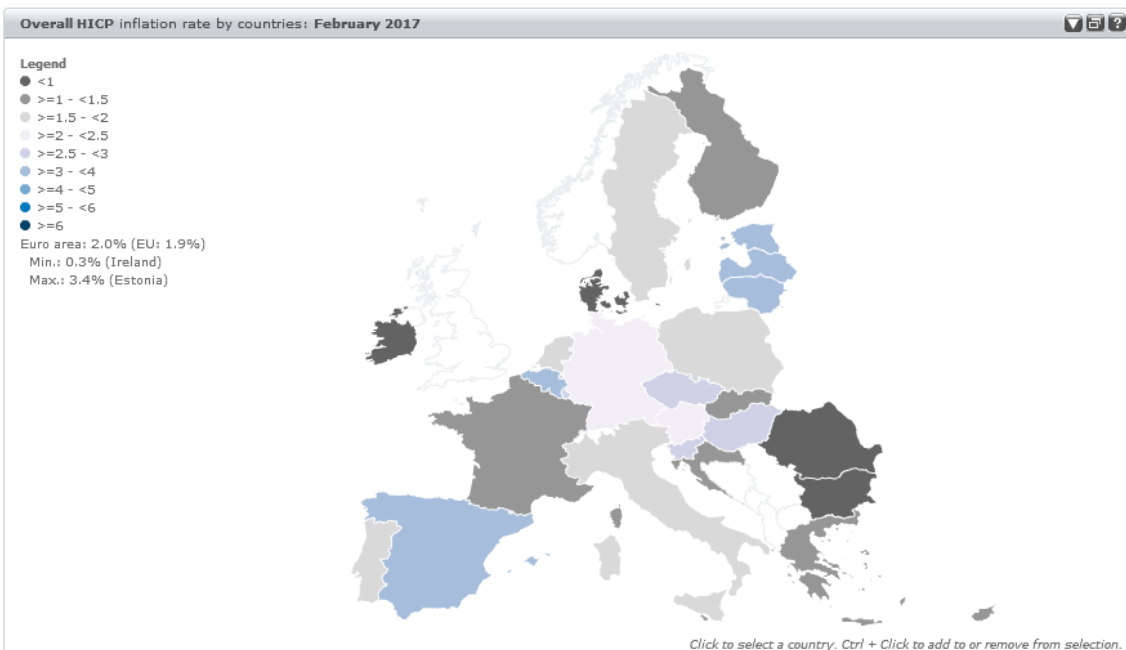
- ECBの金融政策の影響により、ユーロ圏の流動性は、銀行貸出は順調に伸びている。
- 与信に関しても、家計及び事業法人向けも徐々に緩和が進んでいる。

⇒EUの経済動向に関して、好調が続いており、インフレ率も2月に2%、3月時点で、1.5%に達しました。しかしながら、図表1にあるようにコアインフレ率は、依然1%を下回っており、また、欧州各国のインフレ率に著しい差が生じている（図表2）。ECBの金融政策に関して、APP対象となる国債の残高の減少から、限界説が出てきており、また、ドイツのインフレ率の上昇から、出口に関する議論が出つつあります。ECBは、このような状況下、公共セクターの債券購入に代わる施策を行う可能性が高いのではないかと思います。特に、銀行の不良債権処理に関連する欧州版の整理回収機構の設立や、それに関連して発生する長期の証券化商品の購入、長期の社債の購入を通じて、米国FEDが行ったように、周辺の長期の社債の購入を通じて、国債を含めた金利のコントロールを行うのではないかと思います。その場合、一時的には、需給関係から欧州の国債の金利上昇が生じる可能性があるかもしれません。一方で、銀行セクターの社債に関しては、不良債権処理が加速すれば、格付けの変更等を通じて金利低下が発生する可能性があると思われます。今後とも、ECBの政策は、注視すべき事項と思われます。

図表1



図表2



出典: ECB ホームページ

本書は、情報提供のためのみに提供されるものであり、新たな資料によりその全体について修正、更新または差替されることがあります。本書に含まれる情報は、信頼できると信ずべき情報源から入手されるものでありますが、その正確性または完全性について何らの表明をするものではありません。本情報の正確性または当社の見解の有効性へ依拠される方は、自己の責任においてそれを行うこととなります。

本書は、金融商品(有価証券を含みますが、これに限られません)の取得の申込またはその引受もしくは買付の申込の勧誘を目的とするものではなく、また金融商品の取引条件の最終的な提示を意図したものではありません。本書に記載されるいかなる表示も三田証券会社またはその関係会社が取引を締結することを約束するものとして解釈されるべきではありません。三田証券会社およびまたはその関係会社が本書に基づいて取引を行うことはありません。

三田証券会社またはその関係会社は、本書から発生した誤解について一切の責任を負いません。また、三田証券会社及びその関係会社は、本書に基づいて投資家がなす決定から発生した財務上その他の結果に関して、いかなる受託者責任または賠償責任も負いません。投資家は、リスクを自ら評価し、且つこの点について必要な範囲で自己の法律上、財務上、税務上、会計上またはその他専門分野の自己の助言者から助言を受ける必要があります。

投資家は、特に、本書に記載する金融商品を引受、買付且つ保有する場合、一定の状況においては本金融商品の償還価値・強制買戻価格が額面金額・当初投資金額を下回る場合があり、ゼロとなる可能性もあることを認識する必要があります。

本書は、2017年4月25日付けで欧州中央銀行が発出した『Results of the April 2017 euro area bank lending survey』の一部をお客様の参考に資するため提供する和訳文です。原文(英語)と和訳文に齟齬がある場合は原文(英語)が優先し、三田証券は和訳文の正確性について責任を負うものではありません。

商号等 三田証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第175号
本店所在地 〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町3-11
加入協会 日本証券業協会
指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金 5億円
主な事業 金融商品取引業
設立年月 昭和24年7月
連絡先 03-3666-0011 又はお取引のある支店にご連絡ください。